

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

- (3) 「平成28年度県の予算編成に対する要望」
について

(資料)

平成28年度 県の予算編成に対する要望書

平成27年11月19日

財政局

平成 2 8 年度

県の子算編成に対する要望書

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、昨年7月1日に市制90周年を迎えました。今では人口が147万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、首都圏の中央部に位置し、世界的企業や研究開発機関の集積に加え、世界トップクラスの環境技術を誇る都市であるとともに、「音楽のまち」をはじめとした文化芸術の発信や「スポーツのまち」の発信など、多彩な魅力があります。

この限りない可能性を秘めた川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めていくため、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」のまちづくりを進めています。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

県におかれましても、誠に厳しい財政状況にあることは承知いたしておりますが、事業の実施に支障を生じさせないためには、県・市それぞれの責務を踏まえた取組が是非とも必要でございます。ここに掲げました要望事項は、それらを厳選したものですので、趣旨を御理解の上、平成28年度の県予算編成にあたりまして、特段の御配慮をされますようお願い申し上げます。

平成27年10月

川崎市長 **福田紀彦**

要 望 事 項

重 点 要 望

○安心のふるさとづくり

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について・・・・・・・・	2
法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について・・・・・・・・	4
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・	6
消防ヘリコプター整備に係る財政措置について・・・・・・・・	8

○力強い産業都市づくり

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と 臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号の整備について ・・・・・・・・	10
---	----

そ の 他 の 要 望

○安心のふるさとづくり

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	14
特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充について・・・・・・・・	16
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・	18
住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて・・・・・・・・	20
石油コンビナート地域の防災対策の推進について・・・・・・・・	22
五反田川放水路整備事業について・・・・・・・・	24
地籍調査事業について・・・・・・・・	26

○力強い産業都市づくり

拠点地区等の整備について・・・・・・・・	28
広域鉄道ネットワークの機能強化の促進について・・・・・・・・	30

重 点 要 望

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

■ 要望事項

- 1 補助率等の取り扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案のうえ、補助率を復元するなど、早急に格差是正に取り組むよう要望する。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うことを要望する。

■ 要望の背景

- 県単独補助事業の中に、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取り扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれております。
- 政令指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財源措置はなされていません。
- 県の緊急財政対策の取組につきましては、緊急財政対策本部から行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされております。

仮に県単独補助金が一時凍結又は廃止された場合、本市の財政は圧迫され、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
小児医療費助成事業補 助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 4 一 般 市 1 / 3	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 2 一 般 市 1 / 2
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 1 / 3 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 100% 一 般 市 100%
外国籍県民高齢者・障 害者等福祉給付金助成 事業補助金	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2	【 補 助 率 】 政令指定都市 対象外 一 般 市 1 / 2

【本市の主な県単独補助金】

(単位：億円)

補助金名称	H27 当初予算	補助金名称	H27 当初予算
小児医療費助成事業補 助金	6.1	ひとり親家庭等医療費 助成事業費補助金	1.4
重度障害者医療費給付 補助事業補助金	6.1	神奈川県市町村自治基 盤強化総合補助金	0.5

※国の基金事業によるものや1千万円未満のものを除く。

この要望書の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

法人県民税及び法人事業税の超過課税の活用について

■ 要望事項

- 1 超過課税を活用した交付金については、市負担額全額を交付対象とするとともに、川崎市道路維持修繕計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づく道路・橋梁の計画的な長寿命化を進めるため、これらの維持補修費についても交付対象とするなど、より実効性の高い制度設計を要望する。
- 2 超過課税を財源とする交付金については、本市への既存の補助事業とは別枠措置とするよう要望する。

■ 要望の背景

- 県では、大都市特有の財政需要に応えるため、法人の県民税及び事業税の超過課税を平成27年11月1日から平成32年10月31日までの間に終了する各事業年度分について適用します。
- 新たな超過課税の活用目的については、次に示すものとされています。
 - 災害に強い県土づくりの推進
 - ・地震・津波対策の一層の強化、災害に備えた社会基盤施設の整備 等
 - 東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備
- 超過課税を活用した現行の政令市道路整備臨時交付金において、交付金額が交付対象経費の1/3以内とされていることで充当事業の選択の余地が狭くなっています。

また、交付対象事業は道路を新設するための整備事業に限られていますが、幹線道路における適正な維持補修による安全性の確保は重要な課題となっています。

◆ 超過課税額及び政令市内税収

(単位:百万円)

年度	神奈川県内税収	政令市内税収							
		川崎市内税収		横浜市内税収		相模原市内税収		政令市合計	
H25決算	17,109	2,735	16.0%	8,068	47.2%	816	4.7%	11,619	67.9%

※各政令市内税収は、本市試算によるもの。

◆主な道路整備事業（予定）

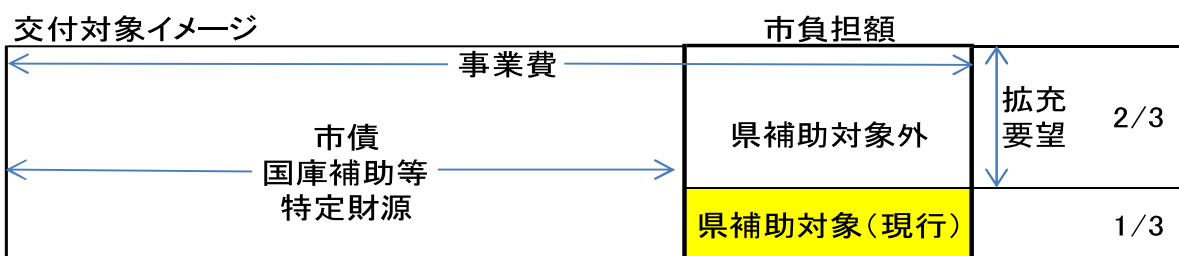
（単位：百万円）

路線名		H28	H29	H30	H31	H32
臨港道路 東扇島水江町線 （国直轄道路事業）	事業費	3,947	3,889	4,150	0	0
	市負担額	440	385	410	0	0
その他路線等 （国道409号、都市計画道路東京丸 子横浜線ほか）	事業費	12,888	16,591	18,584	22,423	20,834
	市負担額	774	960	1,163	1,170	1,010
幹線道路維持事業	事業費	470	470	470	470	470
	市負担額	470	470	470	470	470
合計	事業費	17,305	20,950	23,204	22,893	21,304
	市負担額	1,684	1,815	2,043	1,640	1,480

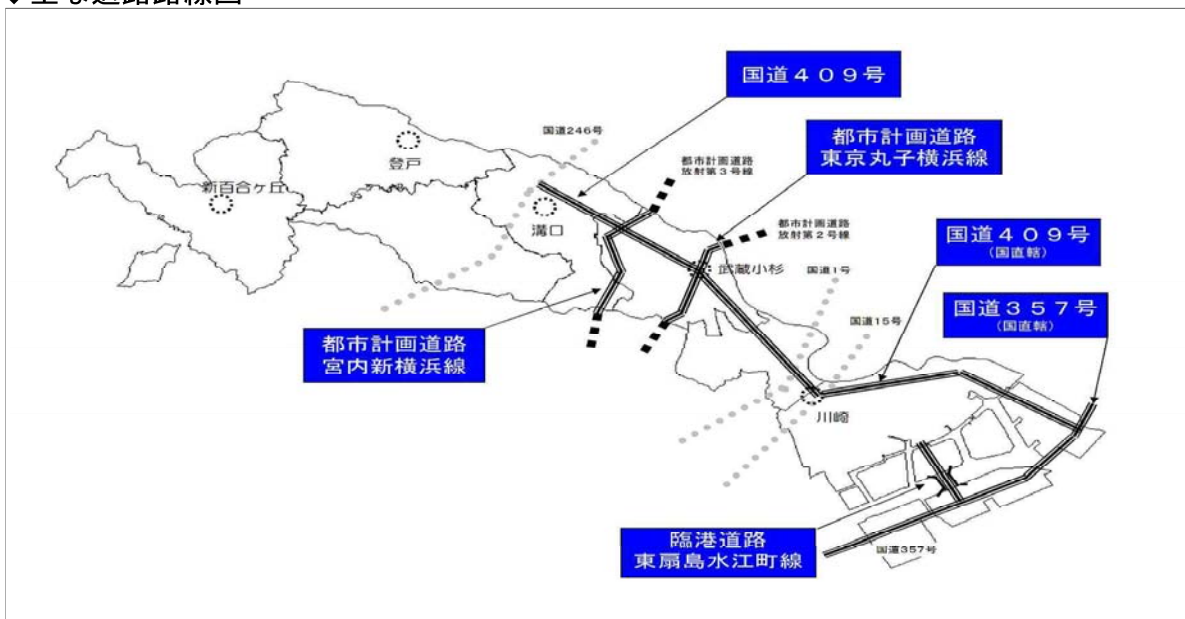
※事業費及び市負担額は見込額

※市負担額は事業費から国庫支出金及び市債を控除した額

交付対象イメージ



◆主な道路路線図



【参考】川崎市道路維持修繕計画及び川崎市橋梁長寿命化修繕計画

・川崎市道路維持修繕計画（平成25年度策定）

幹線道路の舗装、生活道路の舗装、擁壁等の重要構造物、横断歩道橋等の道路附属物の分類別にそれぞれの特性に応じた効率的で効果的な維持管理を推進し、財政負担の縮減と平準化を図る。

・川崎市橋梁長寿命化修繕計画（平成22年度策定）

橋梁の安全性・信頼性の確保に向けて、定期的に点検を実施し、損傷の早期発見に努め、適切に維持管理する。また、対象橋梁の予防保全型維持管理による長寿命化を行うことで維持管理費の縮減と平準化を図る。

この要望文の担当課 / 財政局財政部資金課 TEL044-200-2183

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要望事項

- 1 従来の利用形態に変更がみられる県有施設や土地については、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育園などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額を要望する。
- 2 県立川崎図書館の持つ産業情報機能の市内での存続に向け、本市との十分な協議のもと、着実に取組を進めるよう要望する。
- 3 旧サンライフ川崎跡地については、県及び本市で相互に貸借している財産の等価交換により全体的な整理が図られるよう要望する。

■ 要望の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、見直しの検討にあたっては、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。

また、緊急財政対策の対象となっていない県有施設や土地についても、従来の利用形態に変更が見られる場合においては、同様の対応が必要となります。

- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度の貸付件数の緩和及び貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。

■ 施設の現状等

	施設の名称等	現状、背景等
機能 存 続	県立川崎図書館 (1) 所在地 川崎区富士見 2-1-4 (2) 敷地面積 1,252.9 m ²	県立川崎図書館については、科学・産業技術系、ビジネス支援等の蔵書が豊富な図書館として高い評価を得ている。市内での産業情報機能の存続に向けた具体的な協議及び取組の着実な推進をお願いしたい。
跡 地 利 用	元京町アパート・寮跡地 (1) 所在地 川崎区京町 1-108-16 (2) 敷地面積 2,964.87 m ²	県は建物付での売却方針とのことであるが、売却に係る情報の早期提供、また、処分方法を含めた跡地活用等については県による地域への説明及び地域意見の反映をお願いしたい。 今後、県有地を売却するにあたっては、住民への福祉サービスを充実させるため、跡地を特別養護老人ホームや保育園などの社会福祉施設等として活用する場合には、優先的に譲渡するとともに、譲渡額の減額を認めていただきたい。
	元上小田中独身寮跡地 (1) 所在地 中原区上小田中 6-9-5 (2) 敷地面積 2,066.23 m ²	
	元寺尾台公舎跡地 (1) 所在地 多摩区寺尾台 2-5 (2) 敷地面積 4,253.39 m ²	
	かわさき健康づくりセンター (旧サンライフ川崎跡地) (1) 所在地 川崎区渡田新町 3-1-1 外 (2) 敷地面積 5,227.0 m ²	
		敷地の譲渡については、平成15年3月31日に締結した覚書に基づき、川崎市で所有する県立新城高校で使用している土地との等価交換に向け協議を行うとともに、譲渡までの間は無償貸付を延長していただきたい。

この要望文の担当課／総合企画局都市経営部広域企画課 TEL 044-200-2020

消防ヘリコプター整備に係る財政措置について

■ 要望事項

本市消防ヘリコプターは、県内の広域応援活動に活用しており、県下市町村への持続的な応援体制を確保するため、整備・維持管理に要する財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市が所有する消防ヘリコプターは、神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領により、県内市町村の要請に応じ、横浜地区、県央地区及び湘南地区の一部（11市町村）を応援担当区域として、主に山岳部における救助事案に対して応援活動をしています。
- 本市は消防ヘリコプターによる安定的な災害対応を図るため2機を保有しており、1機は平成27年度に運航能力の高い、大型化した機体に更新しました。
これにより、航続距離の延長、輸送力、救助能力及び情報収集能力の向上が図られ、市域外での応援活動についても一層の活躍が期待されるところです。
- 一方で、安全運航等を確保するために大型化した1機も含め、2機の機体の点検整備を確実に実施し、消防ヘリコプターにおける消防・救助・救急活動の365日24時間の運航体制を確保するため、適切に整備や維持管理する必要があります。
- これらの整備・維持管理には多額の費用が必要ですが、消防ヘリコプターの維持管理に関しては交付税措置や国庫補助もなく、単独事業として、本市の大きな負担となっております。

■ 要望額

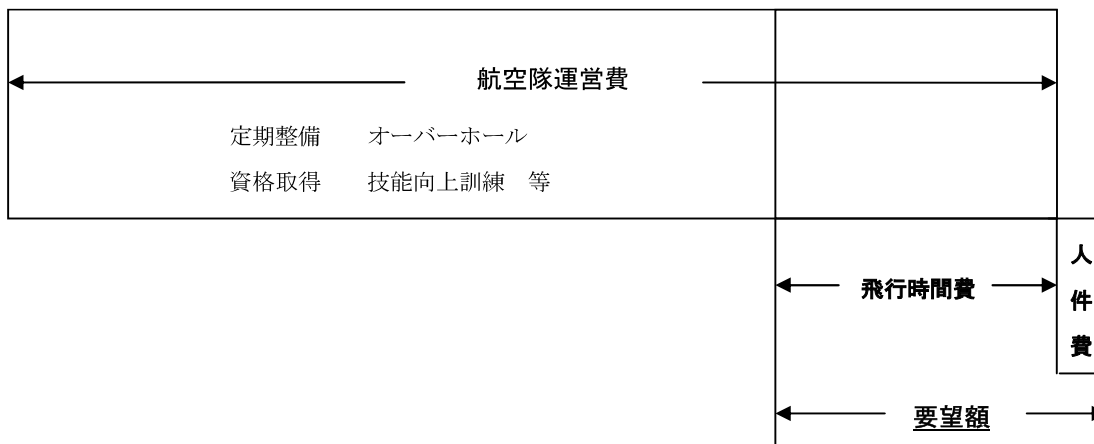
- 平成26年度決算額ベース
 - ・本市航空隊運営費 約 2億3千万円
 - うち県内応援分 約 2千万円

■ 効果等

- 365日運航体制を確保し、広域応援体制を安定的に維持することにより、市内及び市域外の住民の安全安心の向上を図ることができます。

◆ 要望額の積算の考え方

航空隊運営費について年間飛行時間実績における市外への応援飛行時間実績等の割合で按分し、所用の人員費を加えたもの。



$$\text{・飛行時間費} = \frac{\text{応援飛行時間実績} + \text{市域外教育飛行時間実績}}{\text{年間飛行時間実績}} \times \text{航空隊運営費}$$

$$\text{・人件費} = \text{航空隊員の平均時間単価} \times \text{応援に要した人数及び時間数} \times \text{乗じて算定}$$

◆ 平成 26 年度市域外活動実績

災害種別	出場隊	活動年月日	場 所
救助	そよかぜ 1	4月25日	相模原市緑区三井
救助	そよかぜ 1	5月4日	伊勢原市大山
救助	そよかぜ 1	5月29日	伊勢原市大山
救助	そよかぜ 1	6月16日	秦野市大倉尾根
救助	そよかぜ 1	7月2日	秦野市大倉尾根
救助	そよかぜ 1	7月6日	秦野市大倉尾根
救助	そよかぜ 1	9月13日	伊勢原市大山
捜索救難	そよかぜ 2	10月7日	横須賀市野比 (海上捜索)
捜索救難	そよかぜ 2	10月8日	横須賀市野比 (海上捜索)
捜索救難	そよかぜ 1	10月9日	横須賀市野比 (海上捜索)
捜索救難	そよかぜ 2	10月10日	横須賀市野比 (海上捜索)
救助	そよかぜ 2	12月28日	伊勢原市大山
救助	そよかぜ 2	1月4日	伊勢原市大山
救助	そよかぜ 2	3月20日	相模原市緑区川尻

この要望文の担当課／消防局総務部庶務課
消防局警防部航空隊

TEL 044-223-2512

TEL 03-3522-0119

キングスカイフロント等の拠点形成を推進する 羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤 の強化を図る国道357号の整備について

■ 要望事項

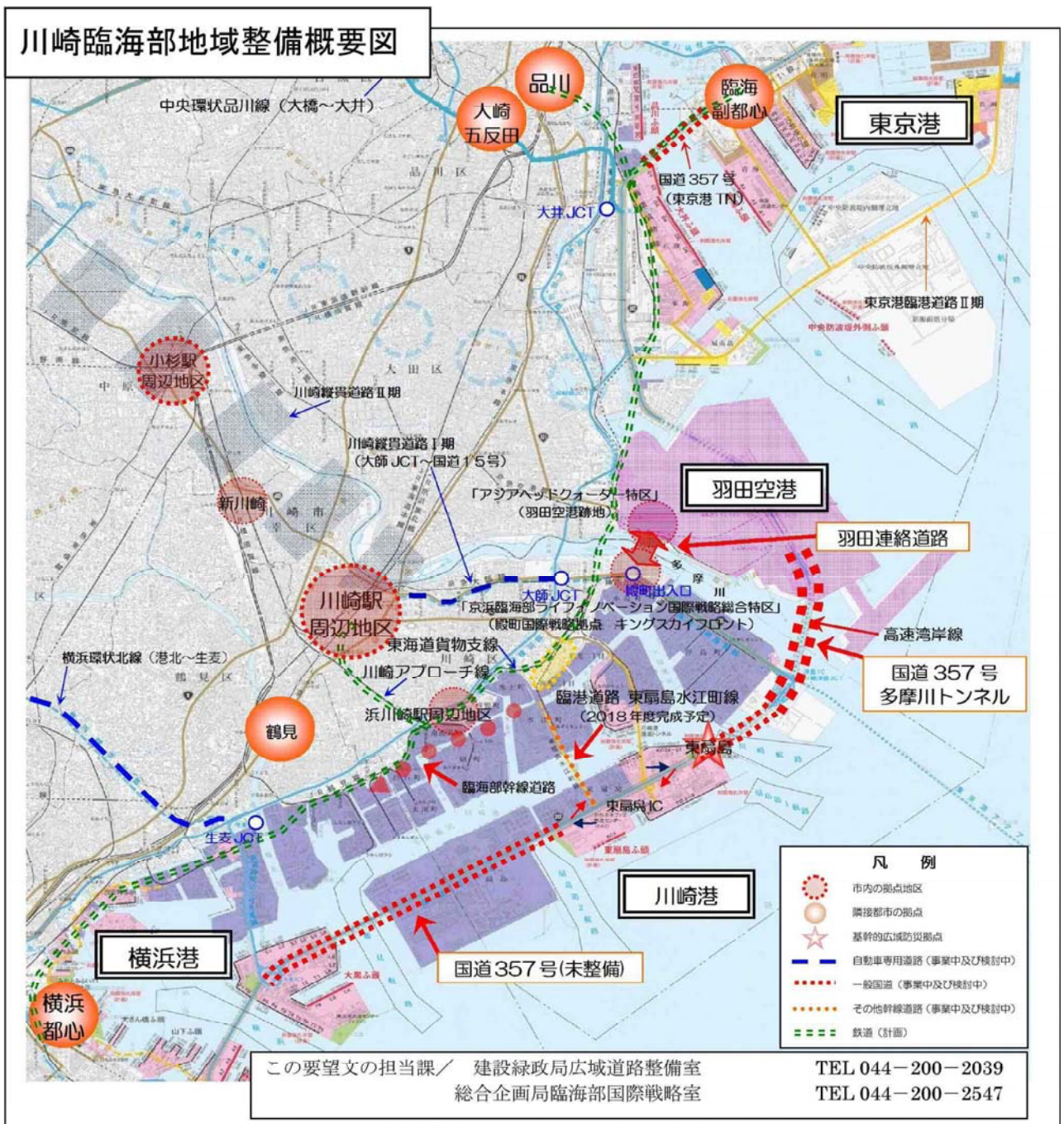
- 1 国家戦略特区における東京圏のビジネス機能を支える成長戦略拠点の形成として、キングスカイフロントの拠点形成を一層促進し、羽田空港跡地地区との連携を強化する羽田連絡道路の早期整備については、積極的な協力と支援を要望するとともに、特に財政面における特段の支援を要望する。
- 2 国道357号多摩川トンネルの整備には膨大な事業費が見込まれることから、財政面における支援などを要望する。

要望の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきましたが、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、持続的な発展を続けています。
- また、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るためには、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- さらに、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントでは、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の指定を受け、産業の国際競争力強化と国際的な経済活動の拠点形成を進める中核を担うエリアとして、研究機関、企業等の集積が進み、県においてもライフノベーションセンター（仮称）の整備が推進されております。
- このような中、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として昨年9月に発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、多摩川兩岸のキングスカイフロントと羽田空港跡地地区の連携を強化し、羽田空港を中心とした一体的な拠点形成を加速させるとともに、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備が位置付けられ、事業着手に向けた調査・検討が進められています。
- 同推進委員会において、羽田連絡道路の取組に当っては、東京都、川崎市及び国

土交通省航空局が協力し事業実現を目指すこと、神奈川県は川崎市の取組に対する支援策を行うことが決定したところであり、連絡道路の早期整備に向けては、引き続き、県の積極的な協力と支援を要望するとともに、特に財政面における特段の支援を要望します。

- また、国道357号は、現在、羽田空港と浮島間の多摩川トンネル整備に向けた取組が進められていますが、当道路は、東京湾に面する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県を持続的な発展に大きく貢献する重要な幹線道路であります。整備には膨大な事業費も見込まれる中、神奈川県下に効果が広く及ぶ当道路の整備促進に向けても連絡道路同様に財政面における支援を要望します。



そ の 他 の 要 望

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要望事項

国庫補助制度を活用し、市内の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備を支援するよう要望する。

■ 要望の背景

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府行動計画等において、都道府県は新型インフルエンザ等対策を実施する中心的な役割を担うものとされています。国は医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、神奈川県においても当該補助制度を活用して、新型インフルエンザ等患者の外来・入院治療に必要な医療資器材の整備に対する支援を実施し、帰国者・接触者外来設置医療機関へ平成26年度は2次医療圏に1箇所として、本市内の5施設を含む県内医療機関に、平成27年度は市内3施設に1台ずつ人工呼吸器が配備されたところです。
- 本市にあっても、新型インフルエンザ等による健康被害から市民を守るための医療体制整備を急いでいるところであり、市内の医療機関からも、積極的に協力する旨の申し出を受けています。今後につきましては、帰国者・接触者外来設置協力医療機関だけでなく、重症患者を入院させ対応することができる医療機関についても対応していただくよう、今後も引き続き、医療機関が必要とする医療資器材の整備を支援されるよう要望します。

■ 効果等

- 県からの医療資器材の整備支援により、市内の医療機関において、新型インフルエンザ等の患者の初期診療から入院までの医療体制が強化され、まん延に伴う市民の健康被害の低減化を図ることができます。

新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先
感染症外来 協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円)	1/2	間接補助(都道府県)
新型インフル エンザ患者 入院医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド (基準額:51,400円)		※国から都道府県に対する補助事業であり、 <u>都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。</u>

本市における新型インフルエンザ等の医療体制整備に
協力の申し出があった医療機関

※平成27年7月末日現在、帰国者・接触者外来設置に協力いただける医療機関数は10施設であり、政府ガイドラインでは、帰国者・接触者外来を担う医療機関について、人口10万人に1か所程度を整備することとしているため、今後も市内の医療機関に対して、協力をお願いしていく。併せて県内感染期における入院診療を協力依頼しているところであり、重症患者入院診療可能であり、受入協力医療機関は17施設となっている。

医療機関で必要とされる主な医療資器材等

- 人工呼吸器等
- 个人防护具(ガウン、ゴーグル、フェイスシールド等)
- サージカルマスク、手袋、消毒薬等
- HEPAフィルター付空気清浄機
- HEPAフィルター付パーティション

この要望文の担当課/健康福祉局健康安全部健康危機管理担当 TEL 044-200-2432

特別支援学校志望者の受け入れ枠の 拡充について

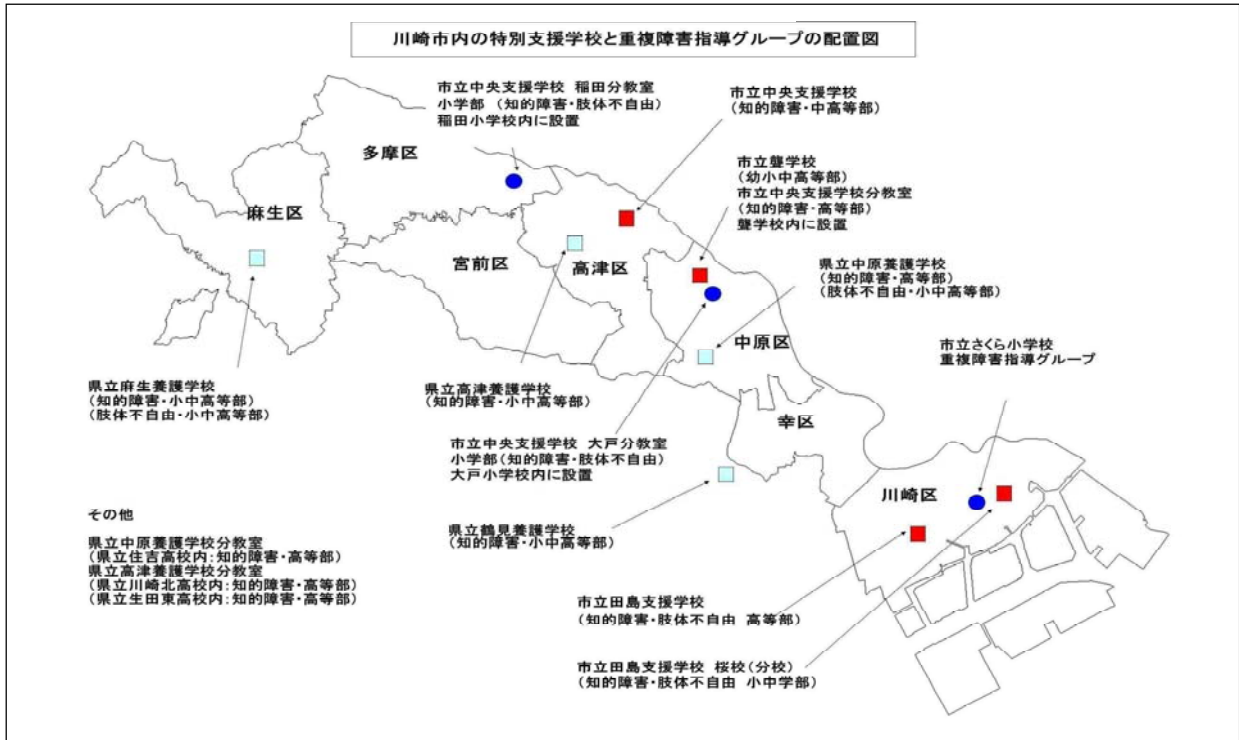
■ 要望事項

特別支援学校の過大規模化が進行する川崎市域において、特別支援学校の設置義務者である県に対して、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充を要望する。

■ 要望の背景

- 近年、知的障害のある児童生徒の増加により、川崎市域の特別支援学校は過大規模化が進行しています。特に、市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒の増加により、特別支援学校高等部志望者の増加が顕著です。
- 本市としては、市立中央支援学校高等部分教室新設（平成23年度）や市立田島支援学校再編整備（平成26年度）により、良好な教育環境を確保するとともに、特別支援学校志望者の受け入れ枠の拡充に努めてきました。また、更なる受け入れ枠拡充に向け、市立中央支援学校高等部分教室の改修について、現在準備を進めています。
- 県においても、県立高等学校内に県立特別支援学校高等部分教室を新設するなど、本市と連携しながら児童生徒の増加に対応してきましたが、平成27年2月16日付け文部科学省通知「特別支援学校における教室不足の解消について」によると、平成26年度の特別支援学校における教室不足数は神奈川県が全国で最も多く、既存校でのこれ以上の受け入れ枠の拡充は困難な状況となっています。
- 今後も想定される児童生徒の増加に対応するため、特別支援学校の設置義務者である県（学校教育法第80条）による、川崎市域における高等部のある県立特別支援学校の新設や既存校の改築等、受け入れ枠の拡充が必要です。

<特別支援学校の配置図（平成27年5月1日現在）>



<過大規模校の現状>

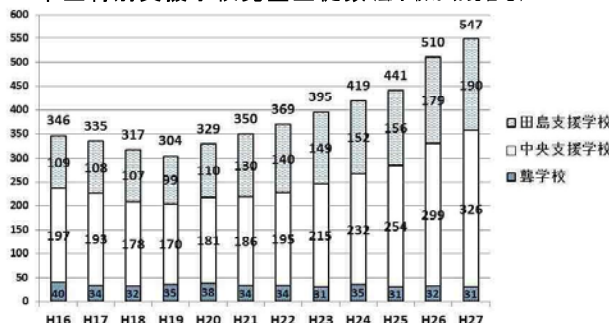
川崎市内特別支援学校在籍児童生徒数

学校名	H11	H27
市立田島支援学校	69名	190名
県立中原養護学校	100名	205名
市立中央支援学校	188名	326名
県立高津養護学校	152名	254名
県立麻生養護学校	176名*	321名

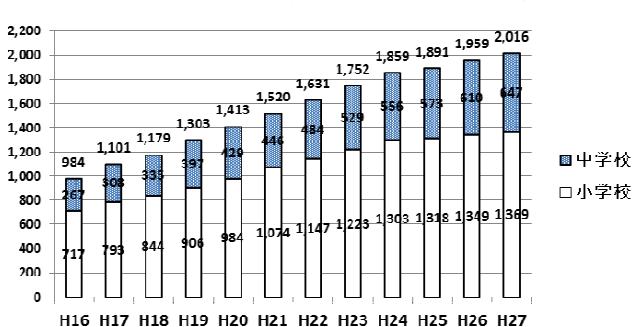
* 県立麻生養護学校は H18 年度開校時の児童生徒数

<市立学校在籍児童生徒数の推移>

市立特別支援学校児童生徒数（聾学校は幼児含む）



市立小中学校特別支援学級在籍児童生徒数



この要望文の担当課／教育委員会 学校教育部 指導課 TEL044-200-0365
教育環境整備推進室 TEL044-200-3057

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要望事項

バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正に伴い、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業（エレベーター、ホームドア及び可動式ホーム柵）に対して必要な財政措置を要望する。

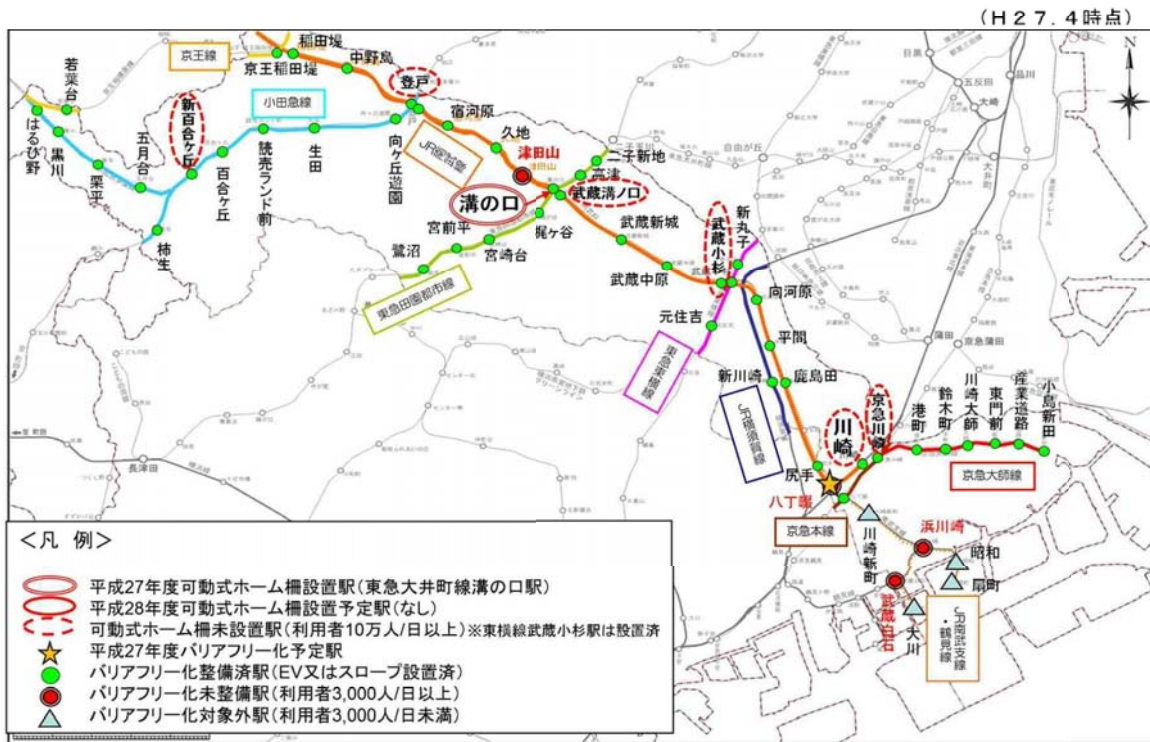
■ 要望の背景

- バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、平成23年3月に改正され、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、原則として平成32年度までにエレベーター等の設置によるバリアフリー化整備を図ることが求められています。
- 国土交通省「ホームドア等の整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅は、ホームの状況等を踏まえ、ホームドア等（ホームドア及び可動式ホーム柵）又は内方線付き点状ブロックを優先して速やかに整備することが求められています。
- 本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に生活できる都市の実現を目指す「福祉のまちづくり」の一環として、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設や可動式ホーム柵の整備に対して補助を行っています。
- 今後とも、「福祉のまちづくり」を推進してまいりますので、県におきましても、引き続き財政措置をお願いします。

■ 効果等

- 鉄道駅のバリアフリー化整備を図ることにより、「障害者や高齢者の利用を考慮した鉄道の環境整備」という神奈川県の整備方針に寄与するとともに、すべての住民が安心して快適な生活を享受できる「福祉のまちづくり」を推進することができます。

<鉄道駅のバリアフリー整備状況（川崎市内）>



<民間鉄道事業者によるバリアフリー化整備事業の予定>

対象	平成28年度	平成29年度	平成30年度
溝の口駅 (東急田園都市線 2面)	鉄道事業者との協議	可動式ホーム柵設置	—
川崎駅 (JR京浜東北線 2面)	—	鉄道事業者との協議	可動式ホーム柵設置

この要望文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2348

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりについて

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策の充実強化を図るため、木造住宅及び特定建築物等の耐震対策への継続的かつ十分な財政措置を要望する。

■ 要請の背景

- 首都圏において東海地震や関東直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、これまでも耐震対策の制度拡充に努めてまいりました。さらに、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定及び耐震診断支援制度の拡充をはじめとした、住宅・建築物の耐震性の一層の向上を図る各種施策の検討を行い、まち全体の総合的な耐震化を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成28年度事業費 約3.9億円（県費 約0.6億円）
 - ・ 木造住宅耐震化事業 約1.4億円（県費 約0.3億円）
 - ・ 通行障害建築物耐震化事業 約2.5億円（県費 約0.3億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性向上による安全性の確保

住宅・建築物の耐震対策事業

■民間建築物（市内全域）

平成19年3月に策定した「川崎市耐震改修促進計画」の計画期間が今年度までのため、平成28年度から新たな促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するための各計画を推進してまいります。

市内全体の耐震化率（住宅：86.5%）※平成20年度の住宅土地統計調査による
（特定建築物：88.9%）※平成22年度本市調査による
⇒平成27年度末には市内全体として90%達成見込み。

（平成28年度の重点的な取り組み）

- ・耐震化が進んでいない木造住宅*の耐震化の支援の強化

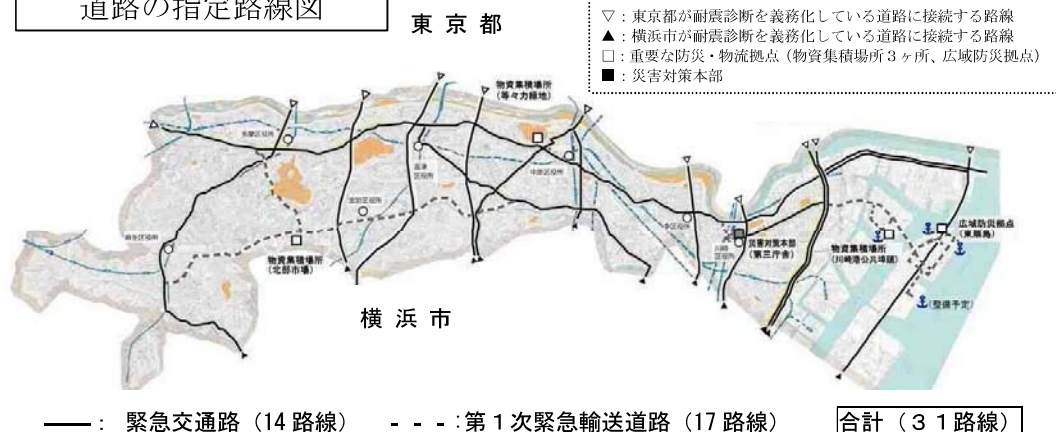
※（平成27年度末における木造住宅の耐震化率約77%）

⇒平成28年度事業（耐震診断約400件、耐震改修約90件）

- ・耐震診断が義務となる沿道建築物（約280棟）の耐震化の支援の強化

⇒平成28年度事業（耐震診断約120件、耐震改修約10件）

道路の指定路線図



住宅・建築物の耐震対策 実績

- 木造住宅耐震診断士派遣制度：平成17年度より累計3,605件
- 木造住宅耐震改修助成制度：平成17年度より累計609件

これらの取り組みにより、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要望文の担当課／まちづくり局指導部建築管理課

TEL 044-200-3017

石油コンビナート地域の防災対策の推進について

■ 要望事項

- 1 防災アセスメント調査結果を踏まえて平成27年度に修正する「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づき、事業所や防災関係機関等と連携して、石油コンビナート地域における防災・減災対策を着実に推進し、防災体制の強化を図ることを要望する。
- 2 南海トラフ地震に係る推進計画や首都直下地震に係る地方緊急対策実施計画の策定にあたっては、石油コンビナート地域の強靱化に向けた防災対策を具体化することを要望する。

■ 要望の背景

- 川崎臨海部には石油コンビナートや素材系の重厚長大産業等が集積し、エネルギー供給や素材等の工業製品供給を担う重要な社会機能であることから、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の発生が懸念される中、石油コンビナート防災の抜本的強化が必要となっています。
- 本市においては東日本大震災時に1.6mの異常高潮位を記録するとともに、慶長型地震による津波では最大3.71m、南海トラフ地震による津波では最大約3mの津波高が想定されており、大規模地震発生時には爆発・火災などのコンビナート災害に加え、津波による被害も想定されます。
- 本市では臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、川崎市臨海部防災対策計画を策定しており、国が改定した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」に基づき実施した神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果及び神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を踏まえて、当該計画の見直しや防災対策の充実強化を予定しております。

■ 効果等

- 石油コンビナート地域の防災体制の強化
- 臨海部の防災対策の充実強化

東日本大震災を受けた課題

東日本大震災及びその後において各地で発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案も発生し、これに対処するための情報収集・伝達、事業者等による即応体制、事故現場での安全管理、住民避難等において課題が見られた。

災害発生・拡大シナリオの見直し、災害現象解析モデルの最新の知見を反映

総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成25年3月改定）

主な改定内容

- 東日本大震災を踏まえ、津波や高圧ガスタンク火災（BLEVE）による災害シナリオを追加
 - 長周期地震動及び液状化による災害シナリオを刷新
 - 東日本大震災を踏まえ、災害発生危険度・災害影響度の推定に関する算定式や指標等を追加・刷新
 - 避難計画の考え方、緊急停止に係る安全上の留意事項を追加 等
- 各防災本部が行う防災計画の見直しを促進

神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査 （平成25～26年度）

前回調査からの主な変更点

- 調査対象に導配管（危険物配管、高圧ガス導管）を追加
- 大規模災害の評価、津波による災害の評価を追加
- 防災対策の具体的実施に向けた検討の実施 等

川崎市臨海部防災対策計画 （平成25年4月策定）

臨海部における災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めた石油コンビナート地域における総合的運用計画



反映

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正 （平成27年度）

南海トラフ地震、首都直下地震の対策に係る特別措置法に基づく取組

石油コンビナート地域の防災体制の強化・臨海部の防災対策の充実強化

事業所・防災関係機関との連携強化、情報連絡体制の強化、訓練の充実等

この要望文の担当課／総務局危機管理室 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備事業について

■ 要望事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 川崎市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として、時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところであります。
- 近年都市化の進展や観測史上の記録を上回る大雨、又は局地的な集中豪雨により、都市型水害が深刻となっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇により、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路を計画し、事業に着手いたしました。

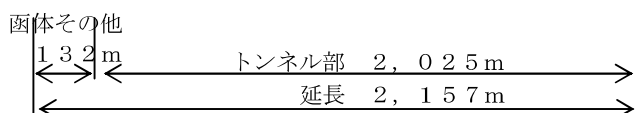
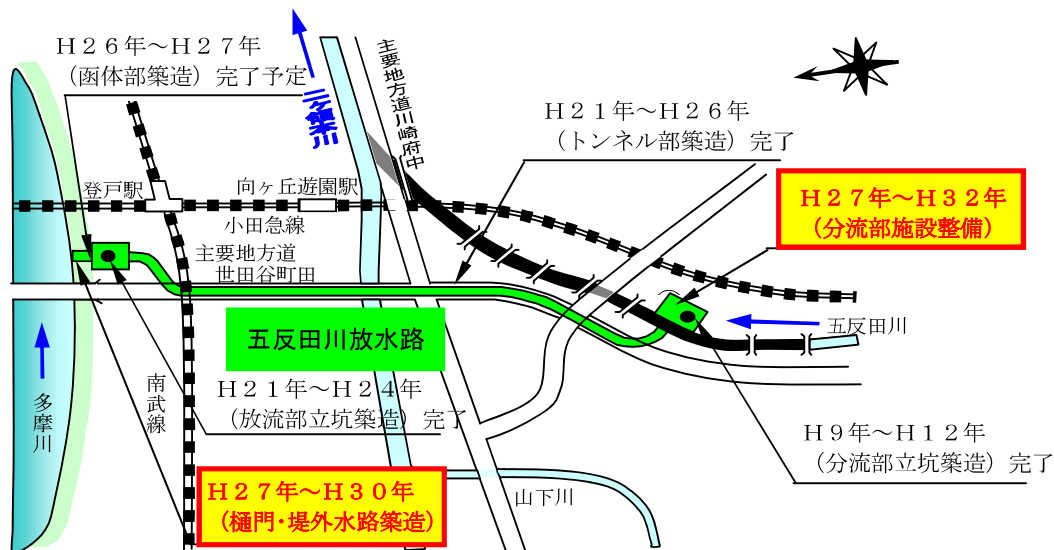
■ 費用

- 総事業費 約280億円（県費 約81.2億円）
- 平成28年度事業費 約19.5億円（県費 約5.0億円）

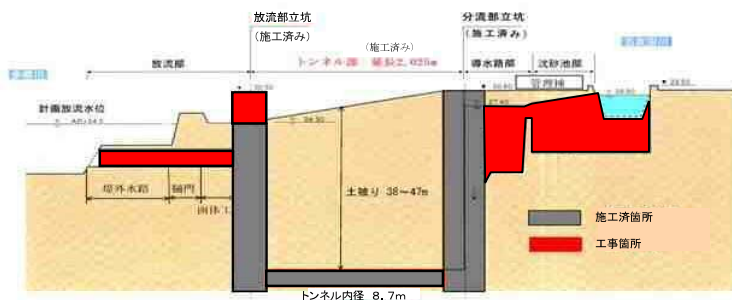
■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



放流部イメージ図

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堰外水路80m）
計画高水流量 150 m³/s

○今後の費用の見込み (単位:億円)

事業名称	H26まで	H27予算	H28計画	H29計画	H30計画	H31計画	H32計画	合計
五反田川放水路整備事業	事業費 約 165.3	約 14.8	約 19.5	約 21.0	約 25.2	約 16.7	約 17.1	約 279.6
	うち国費 約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち県費 約 49.9	約 3.8	約 5.0	約 5.0	約 8.0	約 5.0	約 4.5	約 81.2
	うち市費 約 65.5	約 7.2	約 9.5	約 11.0	約 9.2	約 6.7	約 8.1	約 117.2

この要望文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2905

地籍調査事業について

■ 要望事項

平成28年度地籍調査事業における閲覧工程実施地区及び一筆地調査実施地区について必要な財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、昭和59年度から麻生区黒川地区より実施しています。現在、麻生区内の調査が概ね完了し、多摩区内を調査中ですが、進捗率は平成26年度末時点で全市面積の9.33%となっています。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても、調査の効率化を図り、事業を進捗させていく必要があります。
- 事業拡大を図るため、本市では調査の効率化に寄与する新たな調査方法（2項委託方式[※]）の導入に向け、今年度に引き続き平成28年度についても、一部外注方式による調査を実施します。

※2項委託方式…国土調査法第10条第2項の規定に基づき、都道府県又は市町村が省令で定める要件に該当する法人に対して一括した地籍調査の実施を委託すること

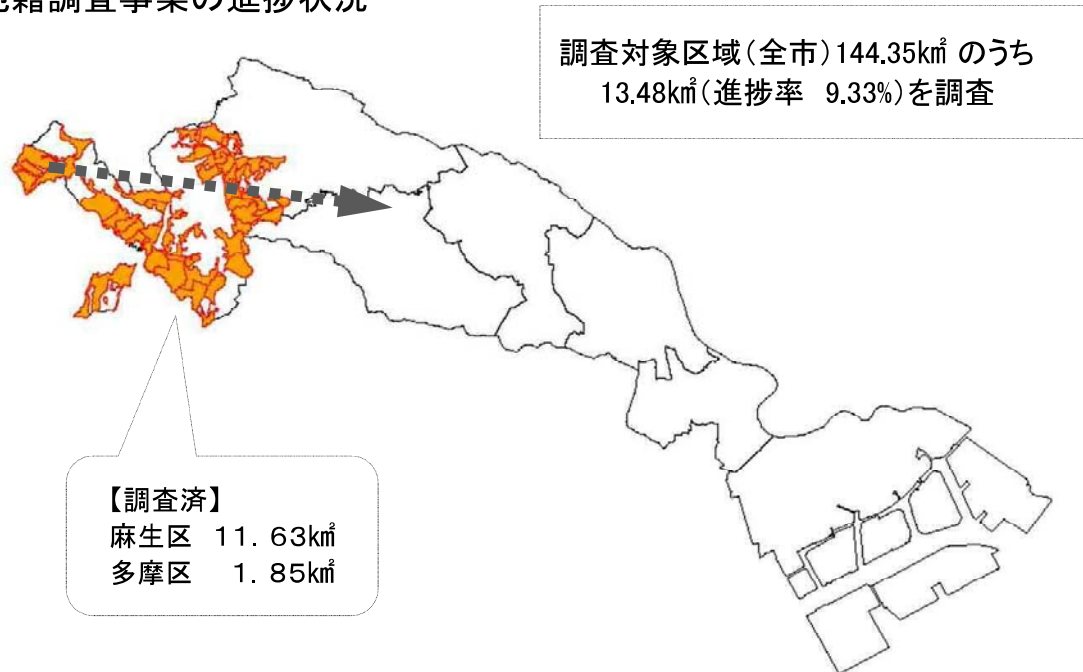
■ 要望額

- 平成28年度事業費 約3,124万円（県費約781万円）
 - ・一筆地調査実施地区（長沢1丁目、同2丁目、三田4丁目、南生田6丁目、同7丁目の各一部）
 - ・閲覧工程実施地区（長沢2丁目、栗谷2丁目、同3丁目の各一部）

■ 効果等

- 土地境界の復元の簡素化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化、災害からの復旧・復興の迅速化等

地籍調査事業の進捗状況



地籍調査事業の予算・事業量推移



第6次国土調査事業十箇年計画(計画期間:H22~31)

- ・調査が遅れている都市部及び山間部を中心に調査を促進
- ・特に人口集中地区における実施面積の割合を21%から48%

地籍調査事業のさらなる事業進捗のため、
県地籍調査事業補助金の確保等、必要な財政措置が不可欠

この要望文の担当課/建設緑政局道路管理部管理課 TEL 044-200-2852

拠点地区等の整備について

■ 要望事項

小杉駅周辺地区市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、事業の進捗に応じた財政措置を要望する。

■ 要望の背景

- 本市では、「広域調和・地域連携型」都市構造の構築をめざしたまちづくりを推進するため、市外の隣接都市拠点と適切な機能分担を行いながら、地理的条件や交通機能などを踏まえ、民間活力を活かした個性と魅力にあふれた広域拠点の形成や、市内の主要ターミナル駅などを中心に商業・業務機能の育成を図り、活力とうるおいのある地域生活拠点の形成をめざしています。
- これらのまちづくりを実現するためには、土地利用の共同化や高度化によって地域に必要な都市基盤の整備や都市機能の集積を図り、魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を活用し事業を推進していく必要があります。

■ 要望額

(単位：千円)

事業名及び地区名	平成28年度 計画事業費	県負担額	着手 年度	完了 年度
合計	1,215,700	607,850	-	-
小杉駅周辺開発事業関連	1,093,900	546,950	-	-
小杉町3丁目東地区	1,093,900	546,950	H25	H31
優良建築物等整備事業関連	121,800	60,900	-	-
戸手4丁目北地区	72,200	36,100	H26	H29
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	9,600	4,800	H27	H31
京急川崎駅西街区	40,000	20,000	H28	H32

■ 効果等

- 道路や公開空地が整備されるなど県民の利便性向上が図られるとともに、環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成が図られます。

市街地再開発事業(武蔵小杉駅周辺)

優良建築物等整備事業



優良建築物等整備事業

【川崎駅北口地区第2街区10番館ビル】 【京急川崎駅西街区】

今後の費用の見込み

(単位：千円)

事業名称	H29 計画		H30 計画	
	計画事業費	県負担額	計画事業費	県負担額
合計	1,479,200	739,600	1,263,200	631,600
小杉駅周辺開発事業関連	1,217,300	608,650	1,217,300	608,650
小杉町3丁目東地区	1,217,300	608,650	1,217,300	608,650
優良建築物等整備事業関連	261,900	130,950	45,900	22,950
戸手4丁目北地区	98,800	49,400	-	-
川崎駅北口地区第2街区10番館ビル	25,600	12,800	7,200	3,600
京急川崎駅西街区	137,500	68,750	38,700	19,350

この要望文の担当課／まちづくり局市街地開発部市街地整備推進課 TEL 044-200-3009
 まちづくり局小杉駅周辺整備推進担当 TEL 044-200-3038

広域鉄道ネットワークの機能強化の促進について

■ 要望事項

川崎市総合都市交通計画に基づく広域鉄道ネットワークの機能強化の促進に向けて、積極的な支援、協力を要望する。

■ 要望の背景

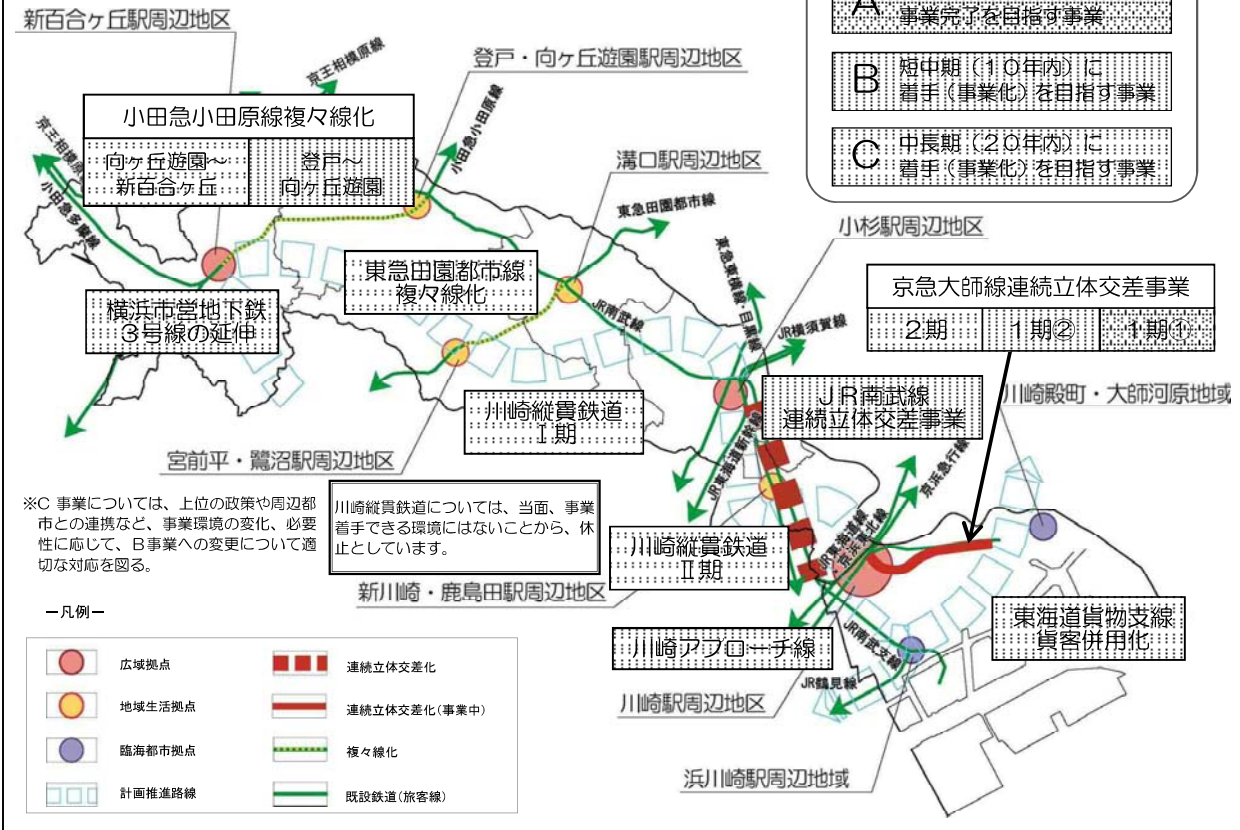
- 首都圏における交通の円滑な処理や都市機能の一層の向上、自動車交通への過度の依存から鉄道などへの転換促進のため、質の高い広域鉄道ネットワークが必要であり、計画的な取組を図る必要があります。
- 臨海部は、国際戦略総合特区及び国家戦略特区に指定を受け、国や神奈川県の実成長戦略の一翼を担う重要な地域となっており、最先端技術を持つ企業の立地が急速に進み、従業員人口や研究者等の来訪者が増加しているため、公共交通機関の充実や、羽田空港へのアクセス強化が一層求められています。
- 武蔵小杉をはじめとした本市内陸部は、将来に渡り夜間人口の増加が見込まれており、現在でも激しく混雑しているJR南武線を中心に、各鉄道路線の状況が一層悪化する事が想定され、早急な対策が求められています。
- 本市では、総合都市交通計画の中で、「将来目指すべき鉄道ネットワーク」を示し、早期に、JR南武線長編成化等の既存路線における機能強化に取り組みるとともに、その後も計画的な施策・事業展開を図ることとしております。
- 同計画に位置付けられている事業は、首都圏における鉄道ネットワークの機能強化を通じ、広域的な都市間連携強化や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには関係者間で連携して取組を進める必要があります。

■ 効果等

- 広域鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等の高速幹線交通機関へのアクセスが強化され、首都圏、京浜津久井連携軸等における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られ、首都圏や神奈川県の実競争力強化に資するものです。

将来目指すべき鉄道ネットワーク

(川崎市総合都市交通計画)



本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地球にやさしい交通環境の整備

川崎市総合都市交通計画

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間連携強化
 - ・ 拠点機能及び拠点間連携の強化
 - ・ 羽田空港へのアクセス強化
 - ・ 新幹線、リニア中央新幹線アクセス強化
 - ・ 臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
 - ・ 快適性の向上
 - ・ 安全、安心な移動環境の確保
 - ・ ユニバーサル化の推進
 - ・ 地域(交通)分断の解消
- ③ 耐震性の向上
 - ・ リダンダンシーの向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
 - ・ 公共交通の利用促進

広域鉄道ネットワークの機能強化の推進

この要望文の担当課 / まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-3550

平成 28 年度
県の予算編成に対する要望書

平成 27 年 10 月 発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183